

**所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告対象者・期間・場所など**

**【所得税確定申告が必要な方】** 次のいずれかに該当する方▶事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得がある方 ▶給与の収入金額が200万円を超える方 ▶給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得がある方 ▶2か所以上から給与の支払いを受けている方 ▶公的年金等の収入金額の合計が400万円を超える方で、申告納税額がある方 など

**【贈与税の申告が必要な方】** 次のいずれかに該当する方▶個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える方 ▶父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた方(非課税であっても期限までに申告書の提出が必要) など

**【個人事業者の消費税の確定申告が必要な方】** 次のいずれかに該当する方▶基準期間(令和元年度)の課税売上高が1000万円を超える方 ▶基準期間(令和元年度)の課税売上高が1000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方 ▶特定期間(令和2年1月1日～6月30日)の課税売上高が1000万円を超える方(特定期間における1000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることも可)

**確定申告をすると所得税が還付になる方  
(源泉徴収税額がある方)**

- ▶給与所得者で雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整済みの場合を除く)などを受ける方
- ▶年途中で退職した後、再就職しなかった方で給与所得について年末調整を受けていない方 など

**■申告期間・納期限・振替日**

税の種類	申告期間	納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税	2月16日(水)～3月15日(火)	3月15日(火)	4月21日(木)
贈与税	2月1日(火)～3月15日(火)		
個人事業者の消費税	3月31日(木)まで	3月31日(木)	4月26日(火)

**■税理士による無料申告相談“申告書を作成できます”****小規模納税者・年金受給者・給与所得者の所得税・消費税の無料申告相談の開催期間等**

税理士による無料申告相談では、小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書(土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合を除く)を作成できます。令和3年分は、混雑回避のため、電話またはオンラインでの事前申込みを受け付けます。一部、当日入場整理券の配付を行います。なくなり次第終了となりますので、ぜひ、事前申込みをご利用ください。

開催期間	会場	事前申込専用番号	事前申込サイト
1月31日(月)～2月4日(金) 【受け付け】午前9時半～11時半、午後1時～3時	すみだ女性センター (押上2-12-7-111) *車・自転車での来場不可	本所税務署管内 ☎0570-007683	本所税務署 向島税務署
2月1日(火)～10日(木) *土・日曜日を除く 【受け付け】午前8時半～午後3時半 【相談】午前9時半～	向島税務署 (東向島2-7-14)	向島税務署管内 ☎0570-007684	向島税務署

- ①事前申込専用番号以外(税務署および地方団体等)での電話申込みは受け付けていません。
- ②電話は混み合う可能性がありますので、なるべくオンラインによる事前申込みをご利用ください。
- ③会場には待合室がありません。事前に申し込んだ入場時間にご来場ください。
- ④申告書等の提出のみの場合は、東京国税局業務センター(1面参照)へ郵送で、ご提出ください。

**■申告書作成会場の設置場所・設置期間等**

会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、無料通話アプリ「LINE」による事前発行で入手することが可能です。入場整理券の配付状況に応じて、当日受け付けを早く締め切る場合がありますのでぜひ、LINEによる事前発行をご利用ください。

設置期間	設置場所	時間
2月1日(火)～3月15日(火) *土・日曜日、祝日を除く	本所税務署(業平1-7-2)	【受け付け】午前8時半～午後4時 【相談】午前9時15分～
2月14日(月)～3月15日(火) *土・日曜日、祝日を除く	向島税務署(東向島2-7-14)	
2月20日(日)・27日(日)	東京国税局(中央区築地5-3-1) *本所税務署・向島税務署では、執務を行っていません	

**オンラインで事前発行**

無料通話アプリ「LINE」で国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加は  
こちらから！

**納付および還付金の受け取りについて**

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。

**【キャッシュレス納付】納付書不要**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、キャッシュレス納付のご利用をお願いします。詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

**▶ダイレクト納付****▶振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ)****▶インターネットバンキング納付****▶クレジットカード納付****【QRコード納付】**

- QRコードを作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付
- \*ローソン・ナチュラルローソン・ミニストップ・ファミリーマートで利用可能
- \*納付できる金額は、30万円以下
- ①「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

**【窓口で現金納付】**

金融機関または税務署(税務署での納付は午前9時～午後4時)でお願いします

**【還付金の受け取り】**

ご指定の金融機関への振り込みまたは郵便窓口での受け取り

**確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です！**

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。

